

機関名	北谷町
任命権者	北谷町長 野国 昌春
計画期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日
北谷町における障害者雇用に関する課題	<p>本町の非常勤職員の任用については、令和元年度まで、1年を超えて任用されることが想定されない非常勤職員が多くを占めていたが、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、多くの非常勤職員が複数年継続して任用されることが想定されるため、障害者法定雇用率の算定基礎に含めるべき非常勤職員が増となる。</p> <p>障害者法定雇用率の算定の基礎となる職員の増加に伴い、本町の障害者雇用者数が当該法定雇用率から算定される実雇用障害者数を下回ることが想定されるため、早急に法定雇用率を充足する障害者雇用者数を確保する必要がある。</p>
目標	
①採用に関する目標	会計年度任用職員制度導入後に想定される法定雇用率を充足するため、計画期間内に新たに障害者（2名～3名）の採用を目指す。
②定着に関する目標	なし (令和元年度末現在、短期離職者なし)
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3カ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	身体障害等により従来業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	人事評価における期首、中間、期末面談の際、障害のある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
4. その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。